

令和 8 年第 5 回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和 8 年 5 月 12 日、午前 9 時 30 分から、議会会議室において、令和 8 年第 5 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）
白井 妙子
北川 英一
田中 教仁
上林 秀之

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	栢場 恵子
教育指導担当部長	野村 洋介
教育総務課長	山田 雄一郎
学務課長	涌田 恵一郎
教育企画課長	古川 直広
教育指導担当課長	長澤 慎哉
生涯学習課長	小林 伸也
学校給食課長	小島 大泰
図書館課長	久野 由人

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 新津 伸偉
教育総務課教育総務係 千代 菜摘

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 13 号議案
「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和 8 年度）の解任及び任命について」
- (5) 日程第 5 第 14 号議案
「稲城市社会教育委員（令和 8 年度）の解職及び委嘱について」
- (6) 日程第 6 第 15 号議案
「稲城市立図書館協議会委員（令和 8 年度）の解任及び任命

- について」
- (7) 日程第7 第16号議案
「令和9年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」
- (8) 日程第8 第17号議案
「令和9年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」
- (9) 日程第9 第18号議案
「専決処分の承認を求めることについて（稲城市立学校教職員の服務について）」
- (10) 日程第10 報告事項

教 育 長 ただ今から、令和８年第５回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

 それでは、日程第１ 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

 会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、上林委員にお願いいたします。

 次に、日程第２「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日と決しました。

 次に、日程第３「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

 暫時休憩します。

（ 暫時休憩 ）

教 育 長 再開いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 １ 教育委員会後援名義について
 ２ 定例校長会について

学務課長 １ 令和８年度小学校第１学年に対する安全帽子の配布について
 ２ 令和８年度児童・生徒数・学級数（令和８年４月１日現在）

教育企画課長 １ 担当者事業について
 ２ 推進事業について
 ３ 研修事業について
 ４ 学校訪問事業について
 ５ その他について
 ６ 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 文化財の保護と普及について
 - 5 生涯学習推進事業について
 - 6 放課後子ども教室参加状況（3月分）について
 - 7 公民館主催事業の実施状況について
 - 8 i プラザの主な主催事業の実施状況について

- 学校給食課長
- 1 令和8年度第1回給食主任会について
 - 2 令和8年度1学期学校給食開始について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 城山体験学習館の主な事業について

教 育 長 教育行政報告が終わりました。

本日は、議事進行の都合により、日程第7 第16号議案及び日程第8 第17号議案を先に行い、その後日程第4 第13号議案から日程第6 第15号議案まで、及び日程第10 報告事項を行ったのち、日程第9 第18号議案を行うこととします。

それでは、日程第7 第16号議案「令和9年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を議題とします。

本案につきましては、令和9年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるため、提出するものです。

詳細については、教育指導担当課長より説明いたします。

教育指導担当課長。

教育指導担当課長 それでは、令和9年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領についてご説明をいたします。

はじめに第16号議案のファイルの末尾、議案概要説明書をお開きください。

概要でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、教育委員会は、稲城市立小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、本案を提出するものです。

それでは項目毎にご説明をいたします。1ページにお戻りください。

まず1 目的でございます。

この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、稲城市立小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、必要な事項を定めることといたしました。

次に2 採択の方法でございます。

小学校及び中学校の検定教科書及び文部科学省著作教科用図書、さらに文部科学省検定以外の教科用図書から、種目ごとに採択をすることになります。

なお、特別支援学級において、小学校及び中学校の検定教科書、つまり通常の学級で使用する教科書が採択された場合には、稲城市立小・中学校で使用されている教科書と同一のものを使用することになります。

次に3 採択の方針でございます。

(1)の留意事項として3点ございます。

1点目といたしまして、稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において適正かつ公正に採択を行うことです。

2点目といたしまして、特別支援学級の児童・生徒の実情を十分配慮すること。

3点目といたしまして、稲城市の実情に応じて創意・工夫をすることといたしました。

(2)には、専門的な調査研究が十分行われるよう配慮すること等の方針を記載しております。

(3)といたしまして、調査研究につきましては、主に内容、構成上の工夫、その他について調査研究を行うことといたしました。

(4)につきましては、十分な調査研究の上、児童・生徒用の評価の主たる教材としての内容を具備した指導上適切なものを採択するものと記載しております。

それでは、続いて4 採択の時期でございます。

令和8年8月31日までに採択を行うこととしております。

続いて5 採択のための機関・組織・職務でございます。

(1)教育委員会、(2)審議会、(3)調査研究委員会、この3つの機関・組織・職務を記載のとおりに定めてまいりたいと存じます。

なお、(2)の審議会につきましては、審議会の定数・組織ですけれども、こちら3ページの③でございます。定数・組織につきましては、特別支援学級設置校長6人以内で組織をいたします。

さらに(3)調査研究委員会につきましては、審議会の下部組織として、各特別支援学級設置校に調査研究委員会を設置し、教科用図書の調査研究を行ってまいります。

続いて4ページをご覧ください。6の留意事項でございます。

(1)といたしまして、公正な採択を期するため、公表については慎重に取

り扱うものいたします。

また、(2)といたしまして、採択、審議、調査研究の際も、公正確保のために記載のとおり6項目を定めてまいりたいと存じます。

5ページにつきましては記載のとおりでございます。

なお、本要領につきましては、毎年定めておりますが、令和7年度から大きな内容の変更はございません。

令和9年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領についての説明は以上でございます。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

田中委員。

田中委員 1点確認をさせていただきたいのが、4ページの6 留意事項(2)の採択、審議、調査研究の際には、公正確保のため各項の確認を求めるとするのは、その都度、口頭で確認を求めるということでよろしいでしょうか。

教 育 長 教育指導担当課長。

教育指導担当課長 こちらに関しましては、審議会の調査研究委員会の委員について、田中委員のおっしゃるとおり、口頭で確認するというものでございます。

田中委員 承知しました。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第16号議案「令和9年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。

よって、第16号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8、第(17)号議案「令和9年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。

本案につきましては、令和9年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、特別支援学級教科用図書審議会へ諮問する必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、教育指導担当課長より説明いたします。

教育指導担当課長。

教育指導担当課長

それでは、令和9年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問につきまして、ご説明をいたします。

まずはじめに、3ページの議案概要説明書をご覧ください。

概要です。令和9年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づき、特別支援学級教科用図書審議会に調査・研究を諮問するため、本案を提出するものです。

なお、特別支援学級教科用図書審議会から調査・研究結果の答申を受けた後、特別支援学級教科用図書を採択することになります。

それでは、2ページにお戻りください。

令和9年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究についてでございます。

令和9年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領の規定による教科用図書について十分な調査研究を行い、かつ審議するものがございます。

なお、答申については、令和8年7月31日までといたします。

主として次の事項について検討をします。(1)内容、(2)構成上の工夫、(3)その他。

なお、具体的な日程につきましては、本案をご承認いただきました後に審議会長に諮問を行い、令和8年7月31日までに審議会から答申をいただき、8月の教育委員会におきまして採択をお願いする予定でございます。

令和9年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究についての説明は以上でございます。

教 育 長

以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

(なしの声あり)

教 育 長

特に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第17号議案「令和9年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 第13号議案から日程第6 第15号議案まで、日程第9 第18号議案及び日程第10 報告事項を議題といたします。

第13号議案から第15号議案まで、及び第18号議案は人事案件、報告事項は予算案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第13号議案から第15号議案まで、第18号議案及び報告事項は非公開審議といたします。

これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※傍聴者は退室する。

(これより第13号議案から第15号議案まで、第18号議案及び報告事項は非公開審議)

(ここまで非公開)

教 育 長 次に日程第10、報告事項です。本日の報告事項は1件です。
それでは、報告事項1、令和8年度教育費補正予算の提出についてを各課長よりお願いいたします。
学務課長。

学務課長 それでは、学務課の令和8年度教育費補正予算をご説明いたします。
ファイルにつきましては、報告事項1、教育費補正予算、学務課のファイル、2ページをご覧ください。
まず補正の概要でございます。
小学校学校給食費におきまして、令和8年度から国の給食費負担軽減交付金が創設されたことを受けまして、就学援助・就学奨励受給制度の補助金の扱いが変更になったことから、補正予算を計上するものでございます。
事業概要でございます。

就学援助の受給者(準要保護)、また就学奨励、特別支援学級に通学する方々への補助制度の受給者の学校給食費について、これまで一部を除いて稲城市の負担としておりましたが、小学校に限って、国の交付金の対象と

なるため、今回補正予算の計上を行うものでございます。

歳入、歳出の説明に入る前に、学校給食費の国、東京都、市の負担割合についてご説明をさせていただきます。

2 ページ目の一番下の参考補助率の表をご覧ください。

こちら小学校と中学校で表を分けて記載してございますが、まず下の中学校につきまして、こちらは国の給食費負担軽減交付金の対象となっていないため、国の負担はございません。東京都で8分の7を負担し、稲城市で8分の1を負担しております。

こちら前年度、小学校もこのような形でした。

これがその上、小学校でございますが、国で5,200 円まで給食費負担軽減交付金の対象となるということで、取扱いが変更しております。

東京都につきましては、地方交付税の不交付団体という位置づけになっておりますので、都に限っては5,200 円まで国が半分の2分の1、東京都が半分の2分の1を負担するというような制度設計となっております。

なお、東京都につきましては、都の単独事業といたしまして、5,200 円を超える額につきましては8分の7を負担、5,200 円を超える額として8分の1を稲城市の負担ということで取り扱うこととしております。

それでは、歳入、歳出の補正予算額についてご説明いたします。

歳入についてをご覧ください。

まず国庫支出金といたしまして、特別支援学級の就学奨励費の国の補助金。こちらにつきましては給食費負担軽減交付金の対象となりますため、82 万 7,000 円の減額。またその下、都支出金といたしまして、東京都公立学校給食費負担軽減補助金、こちらが交付金の対象となりますので、2,793 万 2,000 円の増額補正としております。

歳出についてでございます。

扶助費として、就学援助費 2,624 万 5,000 円。その下、同じ扶助費として就学奨励の部分ですけれども 330 万 8,000 円、こちらを減額して、一番下の部分、2,955 万 3,000 円を稲城市の学校給食費保護者負担分補助金として歳出計上をするものでございます。

補正予算のご説明については以上でございます。

なお、今回の国の交付金の創設を受けまして、不登校児童生徒につきまして、現金支給を行う場合に補助の対象となることとされました。

本市におきましては、不登校児童生徒への補助につきましては、まず、学校給食が食事の提供だけが目的ではなく、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うよう、学校給食法に基づく教育活動の一環として行っていること。また、学校給食費の給食費相当額を金銭で給付した場合、単なる食事代の補助となってしまう、学校給食が本来持つ教育活動としての意義が失われてしまうこと。また、単に金銭給付をすることにより、これを理由に不登校が促進されてしまうという可能性も考えられること。こういったことから、現時点では不登校児童生徒への補助については他市の動向、

社会動向を見据えながら、給付の実施の判断を行っていくということとしてございます。

補正予算の説明については以上でございます。

教 育 長 教育企画課長。

教育企画課長 続きまして、教育企画課分の補正予算 2 件についてご報告いたします。
教育企画課分のファイルをご覧ください。

1 件目、笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型補助金に関する補正予算でございます。

補正の概要から申し上げます。

東京都教育委員会では、学校における体験活動の充実を図り、児童・生徒の積極性や協調性、コミュニケーション力、他者理解等豊かな心の育成につながるよう体験活動の機会を提供する「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」に取り組んでいます。当該プロジェクトの子供企画型の令和 8 年度募集において、稲城第三小学校及び稲城第七小学校が応募し、令和 8 年 3 月 23 日付東京都教育庁 7 教指企第 1421 号より、両校が実施校として決定されたことにより、児童が中心となり計画を立てプロジェクトに取り組むための費用を計上するものでございます。

歳入につきまして、239 万 3,000 円を計上しております。

歳出についてでございます。歳入歳出同額でございます。

報償費として 38 万円、需用費として 36 万 3,000 円、委託料として 165 万円を予定してございます。

実施事業につきましては、具体的に稲城第三小学校では、児童が憧れる各業界のプロフェッショナルとのふれあい、児童の自己肯定感の向上、挑戦する意欲の醸成、他者と協働する力の育成を図ることを目的としております。

稲城第七小学校では、今年度の開校 50 周年を記念しまして、地域で活動する市民オーケストラ、稲城フィルハーモニー管弦楽団と連携することにより、学校と地域が一体となるような児童主体での企画開催を通じ、地域や学校を愛する心情や態度を育てることを目的としております。

次に 3 ページ目でございます。

2 点目、「幼児期の学びと育ちをつなぐ授業デザインモデル校委託金」に関する補正予算でございます。

同じく補正の概要から申し上げます。

東京都教育委員会では、幼少期の教育は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期に育まれた資質・能力を小学校以降の教育へ円滑に接続し、子どもが主体的に自己を発揮しながら各教科等の学びに向かうことができるようにするため、「幼児期の学びと育ちをつなぐ授業デザインモデル校」を設置し、小学校において、幼児期に育まれ

た資質・能力を踏まえた授業の在り方等を検討・実践するとともに、その成果を全都へ普及・啓発する取組を行っています。

稲城市では当該モデル校として、稲城市立南山小学校を推薦した結果、令和8年3月30日付、東京都教育庁7教指務第305号より、稲城市立南山小学校が「令和8・9年度幼児期の育ちと学びをつなぐ授業デザインモデル校」に決定したことにより、これに係る費用を計上するものでございます。

予算規模でございます。歳入、歳出は同額になっております。歳入について、幼児期の育ちと学びをつなぐ授業デザインモデル校委託金18万9,000円を計上してございます。

同じく歳出につきまして、報償費18万9,000円を同額で計上しているものでございます。

なお、詳細の実施事業スケジュールにつきましては、5月下旬に行われる東京都との連絡協議会等で調整いたします。

ご説明につきましては以上となります。

教 育 長 以上で報告事項の説明が終わりました。質疑がある方はお願いいたします。
北川委員。

北川委員 それでは3点お願いします。
まず給食費のほうですが、歳入についての都の支出金、東京都公立学校給食費負担軽減補助金というのは、これは増えておりますが、ちょっとこの辺の意味合いを少し説明をお願いできればと思います。
それから、教育企画課のほうですが、まず笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型補助金、この委託料ですが、どのような組織にどのような内容の委託をするという見込みがあるのか、これを1点お願いします。
それから、令和8・9年度幼児期の育ちと学びをつなぐ授業デザインモデル校、こちらの教育指導行事に関する経費、これもどのようなことを想定されているのかご説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。
以上です。

教 育 長 学務課長。

学務課長 ご質問いただきました東京都公立学校給食費負担軽減補助金、今回2,793万2,000円の増額補正と予定している、増額の理由ということでございますが、こちらにつきましては東京都の補助金と記載をしてございますが、国の給食費負担軽減交付金も、東京都を通じて稲城市に収入がある予定となっております。つきましては5,200円までの部分、国も補助とし

て見るということで、増額の補正というようなことで今回算出をしてございます。

北川委員 分かりました。

教 育 長 教育企画課長。

教育企画課長 ご質問いただきました、笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型補助金に関する委託料の件についてご説明いたします。

こちらなんですけれども、計画段階ではあるんですけれども、例えば稲城第三小学校におきましては、児童が憧れる各業界の第一線で活躍するプロジェクトとのふれあいを通じて、自己肯定感の向上等を目的としているところでございます。

企画の内容といたしましては、プロ野球の選手による投げ方教室、あとは声優という職業についてワークショップ、また伝える力等の企画を考えているところでございます。また、市内の店舗をお願いをしまして、パティシエによるお菓子作り体験教室で作る喜び等、体験型の授業を行うことを予定してございます。

以上でございます。

教 育 長 教育指導担当課長。

教育指導担当課長 それでは、幼児期の育ちと学びをつなぐ授業デザインモデル校委託金の歳出、教育指導行事に関する経費の詳細についてご説明をいたします。

こちらは幼児期の育ちと学びをつなぐ授業デザインといたしまして、幼保小の連携等について知見のある先生に、南山小学校に実際に来ていただいてご指導いただくものでございます。

指導の内容といたしましては、幼保小との連携、また小学校のスタートカリキュラムの作成等についてご指導いただいて、小学校でこちらの連携やカリキュラム等について推進をしていくというものでございます。

説明については以上でございます。

北川委員 ありがとうございます。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ここで説明員の入替えがございました。暫時休憩いたします。

(以下、非公開)

(これにて第13号議案から第15号議案まで、第18号議案及び報告事項の非公開審議は終了)

(暫時休憩)

※全課長が入室する。

教 育 長 再開いたします。

これより、第13号議案「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和8年度）の解任及び任命について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第14号議案「稲城市社会教育委員（令和8年度）の解職及び委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第15号議案「稲城市立図書館協議会委員（令和8年度）の解任及び任命について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第18号議案「専決処分の承認を求めることについて（稲城市立学校教職員の服務について）」を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり承認いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午前10時24分閉会)